

日本会計・税務実務资讯

題目： 法人事業税の外形標準課税の対象法人の見直し

【概要】

2024年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、現在の外形標準課税の対象法人（事業年度末日において資本金1億円超の法人）に加え、下記Ⅰ・Ⅱの法人が外形標準課税の対象となる旨の改正が行われた。外形標準課税とは、企業の利益に基づく課税（所得割）に加えて、企業の事業活動の規模（資本金、従業員給与、事務所賃料など）に応じて課税する仕組みです。

【外形標準課税の対象となる旨の改正】

Ⅰ. 100%子法人等への対応（2026年4月1日以後開始事業年度から適用）

《改正前》

事業年度末日において資本金1億円超の法人は外形標準課税の対象である。

《改正後》

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となる。

- ① 事業年度末日において、資本金が1億円以下
- ② 事業年度末日において、払込資本の額（資本金+資本準備金+その他資本剰余金）（注1）が2億円超
- ③ 事業年度末日において、特定法人（注2）との間にその特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

（注1） 公布日（2024年3月30日）以後にその法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額

（注2） 特定法人…払込資本の額（資本金+資本準備金+その他資本剰余金）が50億円を超える法人（法第72の2第1項第1号口に掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。） 特定法人であるか否かは親法人の直近の事業年度末の時点の状況で判定する。特定法人が外国法人の場合、その払込資本の額は、対顧客直物電信売相場（TTS）と対顧客直物電信買相場（TTB）の仲値（TTM）により換算した円換算額となる。

《負担変動軽減措置》

上記100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となった法人に対して、次のように税負担が軽減される。

事業年度	要件	法人事業税額からの控除額
2026年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度	「2026年度分基準法人事業税額」（注3）が「比較法人事業税額」（注4）を超えること	超える金額の3分の2に相当する金額
2027年4月1日から2028年3月31日までの間に開始する各事業年度	「2027年度分基準法人事業税額」（注5）が「比較法人事業税額」（注4）を超えること	超える金額の3分の1に相当する金額

（注3） 「2026年度分基準法人事業税額」…2026年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

(注4) 「比較法人事業税額」…その法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額

(注5) 「2027 度分基準法人事業税額」…2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

II. 減資への対応 (2025 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)

《改正前》

事業年度末日において資本金 1 億円超の法人は外形標準課税の対象である。

《改正後》

当分の間、その事業年度末に資本金 1 億円以下であっても、一定の要件を満たす法人は、外形標準課税の対象とされた。

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となる。

- ① 前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ② その事業年度末日において、資本金の額が 1 億円以下
- ③ その事業年度末日において、払込資本の額（資本金 + 資本準備金 + その他資本剰余金）が 10 億円超

【总结】

本改正によって、資本金 1 億円以下である法人であっても、その法人の払込資本の額が 2 億円を超え、かつ、その法人の親会社の資本金が 50 億円を超える場合は、外形標準課税の対象になります。日本において法人を新規設立する際には、法人事業税の外形標準課税の対象になるか否かも含めて、資本金の額の設定、将来的な税負担のシミュレーションを行うことが重要です。適切な税務対応を検討するために、税理士や専門家に事前に相談することをお勧めします。